

平成27年白老町議会予算等審査特別委員会会議録（第1号）

平成27年 3月16日（月曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 2時00分

○出席議員（13名）

委員長	小 西 秀 延 君	副委員長	山 田 和 子 君
委員	氏 家 裕 治 君	委員	吉 田 和 子 君
委員	斎 藤 征 信 君	委員	大 淵 紀 夫 君
委員	松 田 謙 吾 君	委員	西 田 祐 子 君
委員	広 地 紀 彰 君	委員	吉 谷 一 孝 君
委員	本 間 広 朗 君	委員	前 田 博 之 君
委員	及 川 保 君	議長	山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君
副	町 長	白 崎 浩 司 君
教 育	長	古 俣 博 之 君
理	事	山 本 誠 君
総 合 行 政 局 長		岩 城 達 己 君
総務行政局財政担当課長		安 達 義 孝 君
総務行政局企画担当課長		高 橋 裕 明 君
総 務 課 長		大 黒 克 己 君
総務課交通防災担当課長		畑 田 正 明 君
総 務 課 主 幹		下 川 勇 生 君
生 活 環 境 課 長		竹 田 敏 雄 君
産 業 経 済 課 長		石 井 和 彦 君
産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長		本 間 力 君
健 康 福 祉 課 長		長 澤 敏 博 君
健康福祉課高齢者介護担当課長		田 尻 康 子 君
健 康 福 祉 課 主 幹		大 津 孝 典 君

健康福祉課主幹	伊藤信幸君
上下水道課長	田中春光君
教育課長	高尾利弘君
食育防災センター開設準備担当課長	葛西吉孝君
子ども課長	坂東雄志君
子ども課主幹	渡辺博子君
子ども発育支援センター長	山口由美君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君
代表監査委員	菅原道幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは、ただいまより平成 27 年度予算等審査特別委員会を開会いたします。開会に先立ちまして、委員長より一言ごあいさつを申し上げます。

本委員会は、平成 27 年度の予算等の審議を本会議から付託されまして、平成 27 年度にかかわるで一般会計特別会計その他一般議案、重要な案件が付託されております。27 年度の町運営に係る大事な予算の審査になってございます。皆様には委員長より慎重審議を尽くしていただくようお願いを申し上げるところでございます。

また、特別委員会の委員長として大変不慣れなところもでございます。皆様のご協力をお願いいたしまして、冒頭のあいさつとかえさせていただきたいと思っております。4 日間にわたる審査となります。ぜひご協力を再度重ねてお願いを申し上げましてごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

（午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまから予算等審査特別委員会を開催いたします。

審査に当たって委員長より、各委員及び説明員をお願いを申し上げます。

1 点目として、4 日間の全審査日程については配布のとおりであります。予定した日程どおり進まない場合があるかと思いますが、各委員のご協力をお願いいたします。なお、本日は午後 2 時をめぐりとしておりますのでご了承ください。

2 点目として、質疑及び答弁を行う場合は挙手をして、委員長の許可を得てから行ってください。予算の質問事項につきましては、予算書のページ数を示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。答弁についても簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。

3 点目としまして、委員会における質疑の回数について、念のため申し上げておきます。本委員会では、申し合わせにより質疑の回数は、本会議に準じて、原則 3 回までの一括質疑方式により行います。また、各会計の予算につきましては「区切りページ」をお手元に配付しておりますが、一つの議案を分割して質疑の対象とした場合は「区切りページ」ごとに 3 回までの一括質疑方式となります。ただし、質疑答弁の内容等により、委員長の判断で 3 回を超えて発言を許す場合もありますので、その点につきましてもあわせてご承知いただきたいと思っております。以上委員長からお願いをしておきたいと思っております。

次に、審査に入る前に本日差し替え資料を配付しております。この資料について先に説明をさせたいと思っております。なお、質問においては、7 款商工費の中で受けることといたします。

本間商工労働観光・営業戦略担当課長。

○産業経済課商工労働観光・営業戦略担当課長（本間 力君） 私のほうから特産品 PR 事業の業務委託概要のほう、差しかえで事前に資料をお配りした部分でご説明させていただきます。

まずもって議案説明会から再三にわたり対応が不十分であったこと改めておわびを申し上げ

ます。資料に沿ってご説明させていただきます。

まず1番の経緯でございますが、前回お示した内容と同様でございますが、26年度の特産品のフロー図、それから①から⑥に沿いまして手順等を記載させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

続きまして次のページでございますが、2番の効果それから3番課題でございます。こちらも同様に前回ご説明した内容と同じとなっております。また課題につきましては寄附者からのご要望等右側の下になりますけれども、図で説明させていただいておりますので、こちらもご参照いただきたいと思ひます。

それから次のページ、4番の委託の検討でございます。課題等を踏まえまして、寄附者からのニーズとしましてクレジット機能の要望、それから控除額等の倍増となる関係で今後の寄附額の増加することを想定いたしまして、業務の効率化と寄附者への利便性の向上さらには財政的に地域へ出て視点から勘案いたしまして、一層の効果が取り込みやすいために、今回①の完全委託方式を採用させていただきたいと考えております。また現状の取り扱いとしまして、ファクス等アナログでの取り扱いも既存の残るといふ関係から、②としましてアナログ方式という形で考えさせていただいております。

続きまして、次のページで運用イメージ図を掲載させていただいております。前回ちょっとご説明が不十分であったところを内部で精査いたしまして、ごらんの①の完全委託方式の流れとそれから②のアナログ方式という形で整理させていただいております。また委託料の関係でございますが、10%から12%という今の見積り等の対応から一応想定をしておりますが、予算に関しましては、上限としまして12%のをまずもって計上させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

それから次のページでございます。想定委託業務の概要ということで記載させていただいております。1番の集客から下の22番のカタログ申し込み作成という形で内容、現状の取り扱い、それから、今後想定される効果を掲載させていただいております。時間の関係上、深くは説明いたしません、ご参照いただきたいと思ひます。以上、簡単でございますが説明を終わりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（小西秀延君） それでは、本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第9号から第20号までの平成27年度各会計予算12件と、これに関する議案12件の合わせて24件の議案であります。

これらを一括上程し、順次議題に供します。

なお、本日の日程をお配りしておりますが、議案第42号は、議案審査の都合上、議案第31号、第32号の次に審査することとしておりますのでご承知ください。

それでは、議案第21号から審査に入ります。

◎議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第21号 しらおい食育防災センター設置条例の制定についてを

議題に供します。議案書の議の 21—1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

2 番、吉田和子委員。

○2 番（吉田和子君） 町民の方からちょっと聞かれたものですから、内覧会が何日かにもうけられているようなのですけれども、今までの給食センターと違って防災食育という言葉がつかますので、そういったことで、町民の方たちは特に食育に関心のある方たちは、食育の講演会だとか、それから前にもそのような説明があったのですが調理実習を実施している団体から、この給食センターの食育にかかわって、そういった調理実習とかにも使うことができるのかと、そういうようなことも聞かれていますので、今後条例が制定されて名前も決まったときに、町民の方々にどういう施設として、今後やっていくのかというその周知をどのように考えられているか伺っておきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 葛西食育防災センター開設準備担当課長。

○食育防災センター開設準備担当課長（葛西吉孝君） ただいまの食育の関係のご質問でございます。今までも何度かお話をさせていただいておりますけれども、私ども主に教育委員会の側としましては、子供たちの食育を中心に考えてございます。通常は施設見学ですとかをしていただくということと、それから中学生に関しましては職場体験の一環としまして、中で実際に調理員と同じように自分たちが普段食している給食をつくっていただくというようなことも考えているところでございます。

あと、夏休み等に実際にどの程度できるかですけれども、親子体験調理教室のようなことを考えております。子供さんと保護者の方が入っていただいて、実際に施設を使った中で普段給食で出している献立をつくっていただいて、試食していただくといったようなことも考えてございます。衛生面の関係もありますので、そういった夏休みですとか冬休みの長期休業中でなければこれはできないだろうということで、その辺の時期のタイミングで考えております。

それから一般町民向けの調理教室ですけれども、これについては今、委託業者が決まりまして、ほかのところでもそういうこともやっているよという事例を聞いておりますので、そこについては今後考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

周知につきまして時期等が決まりましたら、広報それからホームページ等で周知して、参加募集を募っていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） 確認の意味 1 点質問いたします。新給食センターオープンに向けて日夜頑張っているみたいですので体だけには気をつけてください。

この目的の中で 2 つの目的を持っています。頭のほうで災害発生時における食糧供給等防災に関する事務、平時の学校給食の供給これはこれまでと同じですからいいのですが、この前段の災害発生時における食糧供給等の防災に関する事業。これに関して先般の防災計画の説明もありましたけれども特に触れていませんでしたけれども、ここでこの防災の関係ですみ分け、それと指揮命令、

責任の所在は給食センター長にはならないと思うのですけれども、この辺の部分はどういうふうな整理をされているのかだけをお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） このたびの食育防災センター、防災関連の基本的には炊き出しの拠点という形で考えておまして、そのときに基本的には災害対策本部が設置された場合に炊き出しという施設になる形で、本部長は町長ということになりますので町長の命令下のもとに炊き出しをここのセンターで実施し、各避難所に食料を供給するという考え方でやっております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 給食センターの性格上からいけば、その災害での炊き出し、全町的な被害があったときの炊き出しはわかりますけれども、部分的な炊き出しというのがあります。そうすれば当然地域によっては給食を出さなければいけない場合もあるかもしれませんが、その辺の仕分けというか炊き出しの給食センターを防災の基地として使う、その辺の基準というか整理というのはできていいるのですか。

それと逆に、今言ったような両方兼ねる場合もあるし、炊き出しの場合に給食センターで調理している職員の人方を対象としているのか、新たな形の中で炊き出しをその場所を使ってやうのか。その辺どういような体系的になっているのか、そこだけお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 畑田交通防災担当課長

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） このセンターの災害時の活用の基準というのですが、当然災害対策本部が設置されるという形になれば、大規模な災害が想定されるのですが、大規模にしてもどのぐらいでこのセンターを活用して炊き出しをするのかという明確な基準等はこれから教育委員会と協議しながら設定していきたいと考えております。

それと、炊き出しをする人です。どういう方々にやっていただくのかということになりますと、これから給食センターのほうの委託業者が決まりまして、その委託業者と協定を結んだ中で災害時においても、その委託業者の方に炊き出しをしていただくというようなことを今考えております。ただその委託業者だけでは足りないという形になりますと、いろいろなボランティアの方とか、というような形も考えなければならないというふうに現在は考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） これ非常に大事なことです。役所体質からいけばお互いにその時点でなすりつけ合する可能性がありますから、本来この議案が出る時に今課長が言った部分が大まかに整理されて、本来フォローとして説明があるのがいいのかなと思うのですけれども、大事なことです。ですので早期に今課長の言ったことを整理して議会にも示していただいて、その部分の認識をしていきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 畑田交通防災担当課長。

○総務課交通防災担当課長（畑田正明君） 委員おっしゃるとおり、今の段階である程度、基準というか、どのようなときに炊き出しをこのセンターでやるのかというものを設けておればよかった

のですが、今の時点ではないような状況なのですが、これから新年度4月から稼働するという形になっておりますので、私ども今後早急にルールづくりですか、ということをやっていきたいと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第21号 白老食育防災センター設置条例の制定について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第22号 白老町学校給食費条例の制定に制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第22号 白老町学校給食費条例の制定についてを議題に供します。議案書の議22-1をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 給食費条例についてなのですけれども、今回このところを質問させていただくのは、新たに食育防災センターということになるのですけれども、以前から私訴えていますけれども、給食費今現在未納の分はありますよね、その部分等含めて給食費の会計の中で食べているわけなのですけれども、私は給食費を全額、何といたのでしょうか、足りない部分があったら一般会計のほうからきちっと入れてでも、例えば年間100万円ならその金額をきちっと給食費の中で使えるようにするべきだと。そして徴収できない部分があったら、その部分は当然学校の、教育委員会のほうでも一生懸命頑張って徴収しているのですけれども、その部分は余分に入ってきた部分に関しては、一般会計に入れて、そしてきちっと給食費を100%使えるような体制にするべきではないかと言ってきたのですけれども、そういうお考えは今回この条例つくっていても、それはまだ一般会計からやっていく考えはないのでしょうか。

ほかのところは結構一般会計からちゃんときちっと足りない部分は入れると。そして、さらに余った分に関しては一般会計に戻すと、そういうふうな形できちっとやってきて、1年間の給食費に対してきちっと献立を立てられる体制にしているのではないかなと思うのですけれども、その辺はど

うなのでしょうか。

それともう一つ、子育てのというか、少子化対策の一環として、最近は給食費を減免するところというのですか、安くするところですか。そういうところも結構あるのですけれども、今回食育防災センターをつくるに当たって白老町もただ単にこういうものをつくったというだけではなくて、子育てしやすい環境をつくるということも含めて検討していただけないのかどうか、それ辺お伺いしてみたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 葛西食育防災センター開設準備担当課長。

○食育防災センター開設準備担当課長（葛西吉孝君）確かに今議員おっしゃるように、給食会計は私ども特別会計ということでやってございます。これは月々なのですけれども、徴収の関係で徴収率見合いの献立で、どうしても1年間回さなければならないといった部分では非常に苦しい形の中で運用をさせていただいているというのは実態というところではございます。

ただ、その中でありまして、要はその年度の児童生徒の在籍にかかるいただいているお金の部分は、現年度滞納繰越を合わせて充足率、今のところ100%を還元しているといったのが例年の実績となっております。その中にありまして例えば、今委員おっしゃったような提案の中で、一般会計から一時、在籍児童生徒数の部分を繰り出しいただいて、年度末までに徴収をしてそれを返すといったようなことでは、今いったように充足率ほぼ100%に達していますので可能かと思えます。ただ、今現在の町の財政状況の中で年度当初で6,600万円なり、6,700万円を予算取りできるかどうかというところは、今後の課題かなというふうに思っております。

それから、一つ少子化対策ですけれども、これも確におっしゃるとおりのことで、内地のほうでは結構そういうことで第何子目以降は減免しているといったような事態も出ているのでございます。そこについては今後いろいろ財政サイドとも協議しながら、全体の町の財政の中で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君）今の2点、私はこれは今すぐできるとかというふうには思っておりませんが、ぜひこれ検討していただきたいなど、一般会計からの部分から言いますと、それをやることによって、例えば私がもし担当課だとしたら、やはりまとまったお金はある程度このように使える時期があると、同じ食材を買うにしても安く買えるとか、そういう創意工夫もできると思うのです。そういうつくる側のほうの立場も考えていただければ、すごく子供たちにとっていい質の高い給食を食べてもらえるような環境になるのかなというのが一つです。

もう1つ、少子化対策ということで、私の身内の話なのですが東京のほうのある小学校では無料だと。なぜ無料なのといたら東京の大都会の真ん中でありながら反対に子供が少ないと。給食費を無料にすることによって子供を小学校に少しでも、1人でも2人でも多く集めようという対策を大都市でさえやっているという現状もあります。こういうことも少し考えて検討材料にいただければと思いますので、私の質問終わりにさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君）給食費の関係で1点目につきましては、先ほど担当課長のほうから答弁

したとおりです。基本的に給食法の趣旨に鑑みて、やはり保護者といいますか、受益者がその分を負担するというような考え方については従前もお話していますとおり基本的には変わっておりません。

それから2点目の減免対策といいますか、少子化対策でというのは一つには他の自治体ともやっておることの対策の一つだというふうに押さえていますので、今後いろんな場面での少子化対策といいますか子供たちの育成といいますか、そういう面での考えられる対策の一つというような形では押さえておりますので、今後そういうような状況が対策の一つとし検討できるのであれば、その中にも入れていきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） そうしましたら副町長今先に答弁していただいたほうは、検討する気はないと。一般会計から全く入れる考えはないというふうに理解してよろしいのですね。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 給食費の基本的な考え方はそのとおりです。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第22号 白老町学校給食費条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第24号 白老町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題に供します。議案書の議24-1をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

4番大淵紀夫委員、

○4番（大淵紀夫君） 簡単なこと、なぜ役場庁舎の建設基金はここに入るようにならなかったのか、その理由だけお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 公共施設等整備基金のほうに庁舎の建設基金を入れなかった理由につきましても、現在繰りかえ運用で 500 万円ほどしか財政調整基金がございません。今後約 1 億 8,000 万円繰り戻していくということもありまして、それと当時として将来庁舎建設をしなければいけないということをつくった基金でございますけれども、これをなくしてしまうと職員も含め、町民の皆さんも、この庁舎これずっと将来このままでいいのかという話にはなりませんので、やはり 5 年先、10 年先、いつかどうにかちょっと目標はわかりませんが、ある程度残しておいて希望を持てるものをつくっておいて、それに向かって繰りかえ運用で戻して行って、将来的には庁舎も建てなおすということのために、この部分だけは含めないで、このままにしていたというのが現状でございます。

○委員長（小西秀延君） 4 番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） どうのこうのとっているのではないのです。ただ、考え方として公共施設となれば、そういうふうになって政策的にそういうものを残すという意味もよくわかるのだけれど、何か整合性が取れないのではないか。公共施設となれば全部入るわけだから、その資金が集まれば、その中に役場庁舎の建設も入りますよというふうには、一般論としてはなるような気がして、それでどうのこうのとっているのではなくて、政策的に残すということで残すということだけのように聞こえるのだけれど。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） プラン中で基金の統合といいますか、そういうような項目を出しました。その中で多種の基金の統合を検討したのですけれども基本的に基金が明確にあったことによって、それを取り崩さないで残していたというのもこれは事実だと思います。それで教育関係施設と都市公園づくりを統合するというのは公共施設という大枠の中でくくれるという思いが一つ。

それから役場庁舎のほうはもう限定した役場庁舎というだけ基金ですから、これは、この中に入れてしまうと明確に基金が薄まるというか、入ってしまうというようなことで、これは目的がはっきりしているので残そうということで、お言葉を借りれば政策的に残したという考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第 24 号 白老町公共施設等整備基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 27—1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之委員。

○13 番（前田博之君） これは今後の町の政策形成能力、あるいは仕事の生産性、住民サービス向上をどうさせていくかという視点から、非常に大事な議案提案かなと思います。

それで町長に何点か伺いますけれども、まず、ことしの 4 月 1 日から、まず今回の提案権ありましたけれども、副町長を 2 人制にする理由を山積する新たな行政課題に、より一層迅速かつ的確に対応するためと象徴空間整備のために体制の整備強化を図るとこういうふうにされています。

そこで、町長は 2 年前の 25 年 4 月にも機構改革をしています。そのときに副町長と理事職を配置し、体制の機能及び役割分担による行政運営の効率化と意思決定の迅速を進めるということでしたかと思えます。しかし、25 年 4 月の施行以来、この 4 月で 2 年間です。副町長 2 人体制することに当たって、この 2 年間の副町長及び理事職の配置がどうであったかという分析、あるいは考察というものがありません。そこで、町長はただいま申し上げたことについてどのように総括しているか伺います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 2 年前に今言われたとおり部制を廃止して組織のスリム化と人件費の抑制もあわせて組織の改革を行いました。今の副町長と理事職のお話ですが、当時、部長職が 8 人、組織図でいうとその上に副町長がいて私がいるという組織図だったのですが、部制を廃止してスリム化にして、現場の声もすぐ上のほうに届くような形でとってはきました。メリットとデメリットと申しましょか、いいところと悪いところがありまして、この 2 年間は理事職の話にもつながっていくのですが、まず 2 年前は財政再建がまず第一の町政運営の大切な部分なので、ここに手を入れなければならないということで、行政局をつくって組織図としてはその上に理事という職を置いてスタートしました。財政健全化プランができて、ことしは財政健全化プランの 1 年目の年でありまして、来年からはまずこの財政健全化プランをスタートしてそれをきちんと 7 年の中でプランに沿って進めていくということでは、行政局をつくったときはその健全化に向けてプランをつくるということで行政機構つくりましたので、今はそれを進行していくというかたちになりましたので、行政局をまず廃止をして、あとは先ほど前田委員もおっしゃったとおり民族象徴の空間の整備なのですが、これは昨年 6 月に国で閣議決定をしてから、その前からそうなのですが、たくさん関係者の方々が白老町に視察で訪れているのも含めて、札幌や東京という大きな町に会議等々で呼ばれ

ることも多くなってきているのが事実であります。その中で、今の体制で課長の仕事と理事者の仕事というのも役割もありますので、課長が行ってすむ会議とか視察もありますし、理事者が行かなければならないものもふえております。その中で、今の副町長1人の体制だとスピード感についていけないというのが私の判断でありますので、2人体制にして役割分担きちんとしてこの国のスピードにもついていきたいと思ひますし、また少子高齢化や人口減少対策等々にもスピード感を持って取り組んでいきたいという考へでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 部長制廃止して課長と町長が直接指揮命令、あるいは意思の疎通を図ってスピード感を持ってやるという当初の目的は私もそれは賛成しますし、よかったですと思ひます。またその中において山本理事も今町長が言ったことをやっていただけたのかなこう思ひます。ただ私から言うと、山本理事とも質問の中で何回かやりとりしていますけれど、識見ある答弁と彼の経験豊かな答弁でしたので、まだまだ能力を生かし切れていたのかなどうかという問題もあります。

ただ2答目です。今町長は副町長1人ではスピード感についていけないから2人にするとこう言いました。もう1回よく聞いてください。もう1回言います。2年前はですね、前段も言いましたけれど、4月の組織機構の改革の基本方針と意義というものがありませんでした。それは本町の山積する行政課題の早期解決を図るため、あらゆる政策や施策の意思決定を的確かつ迅速に推進していくため機構改革を実施すると。25年のときはこう言っています。今回の機構改革の基本方針と意義についても私は読んできました。それによると次のとおりです。よく聞いてください。本町の山積する行政課題の早期解決を図るとともに組織力を強化するため、あらゆる政策や施策の意思決定を的確かつ迅速に推進できる組織機構の改革を実施するのであります。前回との違いはどうかというと、組織力を強化すると。これ追加した以外は2年前の副町長プラス理事体制のときの定義と何ら変わっていないのです。全部何も変わっていないのです。そうですね。けれど、町長は1人の副町長ではスピード感を持ってやれなかったとこう言っているのです。しかし、そしてその後も文章が続いています。さらに25年度に理事職を配置しましたが、その理由は部制廃止に伴い本町の山積する行政課題の迅速な解決を實踐していくため、北海道から理事を招聘し、その豊かな行政経験と卓越した知識を持って課題解決部門として強化する総合行政局を所管する。また理事の配置に当たっては副町長を支え課長職の指導的役割も担う重要なポストとして行政組織の活性化及び意思決定の迅速化、さらには職員の能力などにも大きな役割を与えるものと考えていると。このような方針になっているのです。そこで所期の目的を達成していれば組織全体が目的意識を持って生き生きとして職員が活動し、政策形成を担う能力が高められていたと思ひます。町長はあるというかもしれませんが、私は若干この部分については疑問を持っています。この4年間のいろいろな政策、形成過程に議論しましたがみんな先送りでした。そして今回はそういうことがあったにかかわらず、今回副町長を2人体制と合わせて行政組織の機構を改革しています。今回の機構改革での組織数は26部署です。26名の課長職です。そして一般職の職員数は144名ですけれどもとりあえず150名弱としましょう。150名前後です。そこで町長に伺います。今回の機構改革26部署です。26人の管理職しかいないのです。職員150名前後です。この程度の組織や人員に2人の副町長を配置

しなければ、迅速な決定、組織の活性化や、そして政策がなぜ前へ動かないのか、この辺について町長に伺います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 副町長1人体制でやらなかったというお話はしていないのです。ちょっと繰り返しになりますけど、昨年6月に象徴空間の閣議決定をして、そこから象徴空間の整備に関しましてスピード感がすごく早くなっているのです。それで今の1人体制だとそのスピードについていけないという社会変化があったということでご理解をいただきたいと思えますし、トータルとしてお話ししますが今までやらなかったとか、できなかったとか、そういうことではなくて、より一層、それに向けて力を入れていくということで2人体制のほうがスムーズに象徴空間も含めて、今の白老町の山積する課題に取り組んでいけるということでありますので、2年前の機構改革と今回の機構改革どこが違うかというと、ガラッと変えるわけではなくて社会変化の中でその変化に対応する組織をつくっていったということでもあります。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 町長は象徴空間を大義にしていますけれども、これは先般同僚議員が質問していますので、そういうような状況でそれはそれ以上言いません。あればまた同僚議員が質問するのかわかりませんが。

最後ですけれども町長の答弁よく理解できないのです。1人じゃスピードができなかった、けど1人制を否定しているわけではないという、私は責めているわけではありません。町長の姿勢を伺っているわけです。本当に2名体制にしたことによって、先ほど言ったスピードをもって政策形成をやって、町長が一番言っている迅速に意思決定ができるかどうか、それは副町長が2人になったから必ずできるかどうかということを私は疑問に思っていますし、過去の副町長2人制を見ても私も使われていましたし、別な角度から見ても、若干疑問視する部分ありました。また職員だって本当に副町長2人制に対して、どの程度の理解をされているか私の推測ですけど非常に疑問を感じています。そこで人的生産性を維持、向上させるためには、職員のやる気と能力を最大限に引き出す工夫が重要なのです。いくらシステムや仕切りが変革されたとしてもそれを動かすのあくまでも人なのです。これまで副町長や理事がやっていませんという意味ではないです。これは町長のリーダーシップと決断がなければ組織は動かないのです。そこでさらに副町長の2人体制導入にあたって、これあくまでも新聞報道ですけど、町長はこう言っているのです。町長は数年後には役場内に副町長を柱とした独立の部分を設置することを視野に機構改革を進める考えを示し、と言っているのです。任期後についても副町長2人制について言及しているのです。多分今もし可決があればそのままいくよという意味だと思います。

けれども先日、同僚議員、松田議員は町長の残された任期での政策実現の姿勢について一般質問していましたね。そのとき町長はあと8カ月残された期間だけ仕事をさせてもらいます。とこう言っていました。それでいいですよ。そこで首長の任期は一つの仕事の単位となっているのです。その間に仕事を完結するのが原則ですよ。町長自らその任期についても当然再考されていると思います。そこで伺いますけれども、町長の残任期間は8カ月ですけど実質的には6カ月くらいしか

残っていません。6か月しか残っていないのになぜ今副町長を2人体制にするのかお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 確かに残り8か月という、そういう意味では1年度という意味ではなく中途半端な期間で今の組織改革をするということは私も確かにこれは悩みました。ただ2020年に控えた象徴空間が先ほども申し上げたように、社会情勢の中で大変をスピード感で進んでいること考えると、この8か月で象徴空間だけではなくて、社会情勢にきちんとした対応を町民サービスも落とさないで進めていくその手法として副町長の2人体制を考えておりましたので、年度年度でやっていいこともあります。ここで8か月しかないからやらないという選択ではなくて、8か月を無駄にしないという選択をとったところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほか。5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） ただいま前田委員の質問、そしてまた町長の答弁を聞いておりましたが、町長は何を目指して副町長2人制をするのか、はっきり町長は言っているのです。言っているのですけれども、我々町民として、議員として、何を目指して2人制にするのか。ここが見えないのです。やはり私は前回一般質問もしております。町長の在任期間、政策決定と職員に対して私はそういうものは町長の背中を見て職員は仕事をするのだと、私はこういう指摘をいたしました。私も議員として過去の副町長2人制を身近に見てきております。決して職員の支持を得たものではなかった。いろんなことがあって得たものではなかったと感じております。ですから2人制になったり、1人制になったり、2人制になったりするのです。これはやっぱり職員の支持がきちっと得られていない。こういうことが私は原因ではないかなと思っております。

町長の背中を見て職員は能力を発揮するのだと私はこういうことを言いましたが、副町長2人制をしたからといって職員の仕事のやり方は急に変わる。よくなるとは私は甚だ疑問に思っております。副町長1人、理事1人の体制についても一度、町長どのような不都合があって、不都合といったら言葉が悪いかもしれませんが、私は今の副町長1人制、理事制、総合局長がいてこれは十分ではないか。財政が厳しいとあって財政再建プランを苦勞してつくり上げられました。それに向かって先ほど町長も話したきちんとした32年までまちを再生する。これもきちんとめどを立たせたわけでありまして。その中で私は今副町長2人制というのはどのような不都合、不都合というのは今の副町長が力不足なのか、不都合というのは私はそういう意味で言っているのです。そうなのか、だから2人制にするのか、このことを町長の考え方をきちっとお聞きしたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 1人で不都合とかという話ではなく2人体制にするのは、何回も同じお話をしますが、まず組織機構の中に今回総合行政局を廃止して財政と企画それぞれ分かれて課になるのですが、この企画の中に象徴空間を柱としたアイヌ施策を持ってきます。それは象徴空間の2020年を見据えてアイヌ施策だけではなくて大きなまちづくり、白老町のまちづくりという観点を企画の中で考えて、その中でまずアイヌ施策と一緒に考えていこうと、進めていこうという考えであります。その中で何回もいうようですけれども、昨年からいろいろな方々が白老町に本当に訪れてきていますし、中には大臣や大臣クラスの方がたくさん来られています。課長で対応できるものと理

事者が対応するもの、それぞれ数が多くなってきているのも事実でありますし、庁舎内の内部の打ち合わせ会議もふえているのも事実であります。これは国立の博物館が白老町にできるということは、今まで国立博物館は全て大きな市がなっていて、私たちのような人口1万8,000人の白老町に来るとというのが初めてでありますし、それに対応する職員の人数とか対応する能力も含めて、小さい中でも最大限に国にPRをしていかなければならないことを考えますと、スピード感を持つてくるのに対して副町長2人体制にして、事業系と事務系に分かれて、このこちらのほうもきちんとした遅れていかない、逆にこちらからどんだん提案ができるようなスピード感を持った体制にしていきたいという思いであります。行政局山本理事の理事職なのですが、これは先ほど申し上げたとおり、プランがスタートしてことし1年で来年2年という、そういう意味では大きなめどが立っていると。これは管理していけば7年で財政健全化になるということでもありますので、その辺はきちんとプランをつくるのではなくて、プランを管理していくということでは廃止をして、大きなまちづくりの観点に強化をしていきたいということでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員

○5番（松田謙吾君） 私は副町長2人制もそれは町長がしたいというのはいいのです。専権事項ですから町長の専権事項ですからいいのです。ただ私は不思議に思っているのはこの町長が2人制にしたいとってから18日になるのです。2人制にしたいという議案提案、我々に説明してから18日間、だけどまだその2人制の名前すらどこからも耳に入らない。どのような人が副町長になるのか。私は今質問しているのは決して副町長の人間性を否定するとかしないとかで言っているのではありません。私が言っているのはまちがどうしたら町長がやりやすくて、そして町民の思うようなまちができるのかに私は副町長の適任性があると思っています。

そこで2つ目の質問なのですが、的確な課題の設定をすれば職員は十分政策形成を行える能力を私は備えていると思っております。期待以上の能力を発揮する職員もたくさんいると思っております。問題はその隠れた才能をいかに引き出すか、そしてそれを組織の力につなげていくかどうかに私はかかっていると思っています。副町長を2人制にする大きな理由の一つは、重点政策としている象徴空間整備を最優先にしている。象徴空間の整備については私が一般質問しているように5年後であります。この間、2回の選挙があります。象徴空間の博物館の基本設計や象徴空間のシンボルである慰霊碑の建設場所さえまだ決まっておられません。まして遺骨の返還で控訴問題にもなっている。まちは27年度予算では象徴空間活性化総合プラン調査、策定業務委託を計上している。この成果品の納品は来年度末であると思う。1歩譲っても象徴空間の整備には新たな町長のもとで進めても遅くない。まして町長は象徴空間の委員にもなっております。国の動向は十分取り入れる立場にあるわけでありまして。町長がリーダーシップを発揮するとより一層迅速、その的確な対応を私はできると思っております。町長の任期期間8カ月しか残っていないのになぜ今副町長を2人制にするのか、町長の任期が8カ月足らずで新しく選任された副町長は逆に任期は3年半残すことにもなるわけでありまして。

先日も私が町長に質問したが8カ月足らずしかない期間で副町長を1人制、1人増員することは次の町長に出馬することを内外に証明したことと同じで、私は世間ではそのようにとると思います。

ここで次期町長に出馬することを表明して、きちっと表明して、任期が半年余りしかないが、なぜ副町長2人体制で進むのかをこの場できちっと弁明をしたほうが私は説得力があるのではないかなと思っております。改めて聞くが半年しか任期が残っていないのになぜ副町長を2人制にするのか、これを含めてもう一度お聞きしたいと思います。

また、きちっと出馬表明したほうがいいですよ。どうですか。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず、任期中しっかりやらせていただきたいというふうに思います。8カ月しかないのに、なぜ今2人体制なのかにお答えをしたいと思います。先ほど松田委員が言われたようにいろんなことが本当にまだまだ決まっていけないのも事実でありますし、この5年の中でそのいろんなことが決まっていく今時期でもあります。今年度26年度については博物館の基本計画ができる予定で、来年から実施計画をつくる今予定でありますし、その中核施設である博物館、そして周りである公園機能は国土交通省が、27年度に基本計画をつくる予定であります。ご存じのとおり仕切っているのは内閣府でありまして内閣官房であります。私が委員として行っているのは博物館検討委員会と公園機能の国土交通省が主催する委員会に出向いてはいるのですが、その上に推進会議とか作業部会とかというのがあって、大きくは網羅する会議体に私は委員としては出ていなくて、博物館と公園機能の委員になっていて、そこでは物が申せるのですが、それ以外にはまだまだ上の会議体もありますので、こちらのほうもこれからは白老町としては重要になっていくので、どんどん声を上げていきたいというふうに考えております。その中でいろいろなことがまだ決まっていけないのでそこは白老町としてもきちんと白老町としての申し出をしなければならないというふうに考えておりますので、決まってからお話ししたのでは遅いので白老町内で推進会議を中心にいろいろな意見を出してもらって、その会議を白老町の総意で国のほうに発信をしていきたいというふうに考えておりますので、これを8カ月後からもし2人体制でやろうとすると、何回も言っているのですがスピード感がどうしても鈍くなってくるというふうに思っておりますので、このスピード感を持って国のほうに白老町の意向を伝えるという意味では、1人でできないのかといたら1人でもできるかもしれません。ただそれは100%できると言えませんので白老町の意向をきちっと100%伝えるという意味ではこの組織改革を行って副町長もそういう重点事項に力を入れていくということで、2人体制で理事者としての白老町としては意見を国に申し上げていきたいと。それにプラスして少子化問題や人口減少問題にもきちんとまちづくりとしてかかわっていきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○5番（松田謙吾君） 出馬表明はついにまだしていないのだけれど、そろそろしてもいいと思います。これで終わりますが、副町長2人制にするための理由を行政改革はもとより、少子高齢化、人口減少、産業振興対策と地域活性化に対する新たな行政課題に敏速かつ的確に対応するためにとしております。私は副町長1人での指揮監督が十分できる範囲であると思いますが、町長が言う新たな行政課題の進捗は、私はトップの決断と実行力が伴わないと職員は動かないと思っております。町長がなぜ町長と1人の副町長の体制で行政運営できないのか疑問であります。山本理事が任期

で道庁に帰るのであれば、その後任に町職員を任命し職員一丸となってやったほうがわかりやすいし、大きな問題も残らないのではないかと私は思っております。町長の残された半年の任期で新たな行政課題の解決のために、副町長2人にどのような重要責任を任されるのか。もう一度改めてわかりやすくお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 27年度の私の町政執行方針の中にも掲げているので、共生のまちづくりということで、この共生は象徴空間に限らずいろいろなジャンルというか大きな意味での共生のまちづくりであります。その重点施策はやはり象徴空間でありますので象徴空間をそのポロト湖地区だけではなくて社台から虎杖浜までの全体のイメージで、これからまちづくりと象徴空間をつなげていきたいと。それは人口減少の課題、そして少子化問題にも私はつながっていくと思います。それは象徴空間ができることによって雇用も生まれますので、雇用が生まれるといういうことは人口がふえると、人口がふえて経済が回るというふうに大きく期待しておりますので、雇用にプラスその象徴空間に訪れる旅行者や教育旅行も含めて、こられる方がたくさんいらっしゃいますので、そこに人の流れができるということはそこからまた経済効果が波及できるというふうに考えておりますし、その経済効果を最大限に生かすためにも行政と民間とが一体となってまちづくりをしていかなければならない。その礎を今回の組織機構の中でも入れさせていただいたわけでございます。

○委員長（小西秀延君） はい、確認します。まだ質問ありますか。

ここで暫時休憩といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時15分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

引き続き、議案第27号の質疑を行います。質疑あります方はどうぞ。

8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 端的に伺います。一層の組織の強化、また意思決定の的価格かつ迅速さといったところの中身について正したいと思うのですが、山積する行政課題や国内情勢等を挙げていられませんが、実際私も今代表質問の中で計画元年という言葉を使わせていただいて議論しました。ですので、今町長のご答弁の中では象徴空間に対して特に渉外的な部分、さまざまな諸会議に対応するにもやはりその町長に準じるその副町長の立場どうしても必要だという部分は繰り返し答弁いただきましたので理解しました。

ほかにもその象徴空間に限っていても、その調査の中身で私も九州国立博物館の例を引きながら太宰府市の対応について、その5年前にもうマスタープランはできていたということ既に町としても判断されていることだと思えます。町としての整備の計画に対しての対応の部分も事業系としてもあるし、さらにこれからその管理や、扶助の部分でも包括ケアシステムの議論がスタートする。さらに管理部門でも地方版総合戦略の策定が急がれると。さらに病院については改築を踏まえ

ながら策定の検討委員会が含まれ、これだけでも会議の量相当ふえると思うのです。こういった部分できちっとした行政経験を持って課長たちと協議をしたりするのに、町長や副町長1人だけでは、本当に副町長1人でもつかまらないそうだという声もきかれるそうですから、やはりそういった山積するその行政課題に対応するという部分も相当大事なことになってくると思いますが、そのあたりいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 本当に課題が山積している中、さまざまな事柄に対して対応していかなければならない。その対応しなければ町民にサービスが行き届かないということでありますので、本当に経済から福祉から教育から、いろいろな今計画を立てている最中でありまして、27年度は国の地方創生の総合戦略をきちんとつくらなければならないということでありまして、議会の中でも答弁をさせていただいたのですが、やる気のある市町村にはきちんと国も支援しますよということでありまして、この国が今示している大きな重要施策は総合戦略でありますので、まず総合戦略で白老町の方向性をきちんと示した中で町職員もあわせて進んでいきたいというふうに考えておりますので、この総合戦略の策定にもスピード感を持って進んでいかなければこれはもう期限決まっていますので、人口ビジョンも含めて一緒に進めていかなければならないと思っておりますし、これにあわせていろいろな計画を立てて、計画に沿って策定をきちっとしていかなければならないということを見ると組織の強化もさらに進めていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） これで終わります。タイミング論なのですが、確かに同僚議員からの質問にもあったとおり、ここの時期にどうしてと残り任期8カ月でという部分は議論があると思います。選挙後にということも新町長のもとでということ、そういった体制でという考え方もあるかと思いますが、あえてその8カ月間無駄にしたくないという考え方は理解できました。

確かにこれすごく大事なことだと思うのです。28年度にプラン見直しになります。その間この27年度の成果というのは相当大きいと思うのです。さらにほかにも企画のあたりでいっても第5次総合計画の後期の見直しがあったりだとか、ほかにも第2次の過疎の計画をさらに策定しなければいけないと、本当にこの27年度がこれからの白老町の未来を占うぐらい重要な場所だという部分でこの8カ月間を大事にしたいという思いがあると思っておりますが、そのあたりの思いをもう一度。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） おっしゃるとおりです。毎年課題はあると思うのですが、特に今年度についてはたくさん重い課題があるというふうに認識しておりますし、8カ月の中で最大限に力を発揮していかなければならないというふうに考えております。

先ほど言ったように総合計画もあるありますし28年度はプランの見直しもあります。27年度は土台になる年でありまして、きちんと土台を確立してつくって、またさらにまちづくりに邁進をしていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 今さまざまな議論がされているわけですがけれども、私が思うには一つは2年前に理事職を取り入れたわけでございます。これここにいる議員さん皆さん知っていらっしゃるんです。僕の記憶がちょっと違っているかもしれませんが、制度上の問題で今聞いているんです。個々の理事職の方がどうだとかではなくて、制度上理事を取り入れることができるとなっているわけですからこれを取り入れたと。そのときの私の記憶では、私には理事者会議と言われる正式なものがあるのかどうかよくわかりません。一般論として理事者会議と言っているのですよね。その会議に理事職の方も出られて、その上で政策決定をしていくように僕は受けとめていたんです。ここはちょっと違うかもしれません。僕はそのように受けとめていたんです。だから今聞くんです。

今度教育長が理事者といわれる部分に正式に入るわけですよね。そういう中でこの理事職という職が本当に今まで理事をやっていたく仕事の分担も答弁でわかりました。それから、これからの問題もわかりました。ただ、私がいっているのは理事職というのが理事者会議に出ているのであれば、なぜ副町長が必要なのかということは僕の中では残るんです。そこがきちっとしないと、例えば、現在の理事の方が当然任期があるわけですから戻られても役職というのはあるんです。これはつくろうと思ったらくくれるし、今まであるわけですから。ですからそこでその理事職を廃止してなぜ副町長に移るのかというあたり、私は理事の方が理事者会議に出るという印象をそのような答弁をもらったような気がするものだから、それでなおそのように言うのだけれど、そういうことでの整合性がきちっととられないと副町長制にするとしたら僕はやはりいけないのではないかと思うんです。

ですから、何を言いたいかということと実際には理事者会議に出ているならば、そこが変わらないのではないのかなというふうに思うんです。ですから、その理事の方が特命で今町長が言われている象徴空間の担当理事ですよというふうにしても、副町長が広く見られないということがあるかもしれないけれど、そういうことだって考えられるから、そこら辺の整備がきちっとされないとはだめではないのかなと思っているんです。その点。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 組織論の話なので私のほうから答弁させていただきます。理事職を設置したというのは、やはり財政の健全プランということで北海道のほうにお願いいたしまして理事職というポジションに派遣していただいたと。当然原則としては2年間というようなことで来ています。ただ組織論と言いますと理事職というのはあくまでも一般職ということでございます。

今内部的にはこの2年間で政策会議のほうには当然理事職にも出席していただきまして予算作成、それから施策の方向づけ、これについては理事職も出席していただいて会議を開催していたと。先ほど言いましたとおり、2年間の派遣が終わるというタイミングと、それからプランを策定する期間ということで組織をつくってきた総合行政局は、プランを策定後、今度は指導管理するするというようなことですから、集中的に特化的に総合行政局をつくりましたので、この期間派遣期間の2年というタイミングとあわせて総合行政局を解体して振興管理をするという意味では財政課、企画課というようなフラットな組織にしたいというのが一つ。そういう考え方でこのタイミングです。先ほど言いましたとおり理事職は一般職ですから、屋上屋な組織体制ということは特化

してやってきたものですから、その部分はこの2年間の派遣が終了する時点で総合行政局を解消したいというのが一つの考え方です。そのときに今2人制の話は町長のほうから先ほど説明したとおり、行政範囲をもう少し分割した中でスピード感を持ってやるということと、それから当然組織としてはナベブタ式よりもやはりピラミッド式というようなことが、スムーズな体制なのかなという思いもありますし、その中で部制を解消した部制を廃止したという中では一律に俗にいうナベブタ式ですので、それはある程度のピラミッド式ということで指揮命令をスムーズに取りたいというのが組織論としての考え方でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） ということは、理事職という職は一般職だということであれば、理事者会議には出ていないというような判断のもとに、理事職は今置こうと思ったら置けるのだけれども置かないで、例えば特命で置くということもできるわけですね。ですから、それは置かないで副町長制に移行するというような理解でいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的に身分は若干違いますけれど、一般職、特別職の身分は違いますけれども、そういう形で理事者会議あるいは政策会議に出席した中で今度は理事職というよりも副町長、特別職というような形で政策会議に入って議論をするというような形でもっていきたいという考え方です。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員

○4番（大淵紀夫君） すっきりしたいのはどこかという、要するに理事の職でも理事者会議にきちっと出て、そこで仕事ができるのであれば、今の制度でも何も変わらないという、もちろん特命だとかいうのもあります。全体を見るかどうかというのがありますがけれども、それは全体を見てもらえばいいだけのことでですから、人の問題ですからね。

私が言いたいのは、当然理事職を設けるといったときに私も賛成していますから、それはそれで賛成した立場なものですから、それはそれでいいのだけれど、組織上理事職と副町長というのは明確にきちっと違って、ここが違うから副町長にしなければならないのだということが明確にしないと、だから、面倒なことになってしまうのです。僕はそここのところが明らかになれば理事者職と副町長ここがこれだけ違って、このようになるから副町長を置いて今度はやるのだ。今までお話にあるように8カ月間ということ。ただ、理事職を継承するのであればこの8カ月であろうとなんだろうと、これやれるわけですから。今いらっしゃるわけですから。そこら辺がきちっと、何か僕もそこら辺がよくわからない。理解できないのです。そこがはっきりすれば、僕はすごくいいのでは、理解が早いのではないかなと思うのだけれども、もう1回ちょっと答弁してください。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） あくまでも組織論あるいは身分というようなことでお答えいたしますが、当然理事職、政策調整会議に参加するあるいは政策の助言を言うという中では当然、理事職という立場でそういうのは今までもやってきます。けれども、そこはあくまでも一般職の身分です。特別職はやはりそういう責任を持った中で政策決定をするというような立場ですから、当然おのずとそ

の決定権といいますか、それは違ってくるというふうに思っています。

まず、何がというとな当然身分が違うというのが第一ですし、そういう中では政策決定権を持った中で政策会議を執行すると言いますか、そういう立場の中で入ってもらおうというようなことで、議論よりも特別職と一般職の相違というのはそこにあるというふうに思っています。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第 27 号 白老町副町長定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成多数〕

○委員長（小西秀延君） 反対、5 番、松田謙吾委員。13 番、前田博之委員。賛成 10、反対 2。

よって、議案第 27 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 31-1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第 31 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第 31 条は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 32 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議員 32—1 をお聞き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方どうぞ。

7 番、西田祐子委員。

○7 番（西田祐子君） 質問というよりも確認させてください。この教育長の報酬なのですが、これで決めさせていただいたら、一般職の方で教育長より報酬が多くなる年収が多くなる人はいないでしょうね。逆さ現象が出ないのかということが一つです。

それとこれは、町長は私たちと一緒に 10 月になると改選になるのですが、当然、教育長もそういうふうな形なのかなと。ただ今回のこれは、今いる教育長の任期中というふうに理解すればいいのですか、それともそのあともずっとというふうに理解していいのですか。その辺だけ確認させてください。

○委員長（小西秀延君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず最初の教育長の逆転現象の関係でございますが、これは今回教育長の給与の独自削減を行ったとしても一般職のほうが上回るということはございません。

それからもう一つ教育長の給与削減の条例の関係なのですが、今回この議案第 32 号におきましては新教育長、前回議会場でご説明しております。教育行政の改革の中でこれはあくまでも新教育長の削減の部分ということで、これにつきましては今の教育長の任期が切れた後の削減の規定になってございます。現在の現教育長の削減については申しわけございません次の議案第 42 号のところの廃止条例の中で規定をしている。率的には同じでございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 7 番、西田祐子委員。

○7 番（西田祐子君） 選挙後の新しく選任されたというふうに理解するのですか、ちょっとそこら辺をお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申し訳ございません。今回の条例につきましては、たまたま 27 年度中に選挙はさみますけれど、あくまでも 1 年間ということで、人がかわろうがこれはあくまでも職ということなものですから、1 年間はこの削減率でいくということでございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 3 番、斎藤征信委員。

○3 番（斎藤征信君） 質問もしたのですが、前にこれが通りましたのでこれいいのですが、私どうしてもすっきりしないのは、今、町長、副町長、教育長、同列に並ぶような、理事者という形で文字どおりそういうふうになるのだらうという気がするのですが、町長、副町長が行政の責任者と

いうことで、それで教育長は教育行政の責任者なのだと。これが全部合わさって町政全体をつかさどるという形ではない。教育と行政というのは町政に係る行政職として、ここははっきりと分かれているのだというふうに確認をしいのかどうなのか、そこがはっきりしていないと両方の仕事が重なってしまった場合に、やっぱり前に指摘したように教育の独立という、その独立性が損なわれるというところが1番私心配をしているものですから。その辺の確認というのをしておきたいなというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 新しい制度になって、その普通という町政と教育行政のかかわりの部分だと思いますけれども、教育行政については基本的には地方行政法に基づいて、それに基づいて教育行政は執行されていきますので、今もそうだと思いますけれども、関連性は常にやはりまちの教育づくりをどういうふうにしていくかというふうなことから言えば関連性は十分なければならぬしあります。ただ、教育行政そのものの執行に関しては、地方行政法のところをしっかりとそれに基づいて執行していきますので、その区別は明確にあります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第32号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

◎議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第42号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議42-1をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 議案の42号やっていますよね、それで教育長が今度常勤になって勤務時間に関する条例廃止して次のとおりだと出ていますけれども、議案第26号で教育長の服務に関

する条例と出ているのです。過去の事例私わからないのですけれども、この中で職務に専念する義務の免除で、教育長は、第3条ですけれども研修を受ける場合とか、厚生に関する懸案の実施に参加する場合は教育委員会の承認を得るということになっているのです。今度理事者の一角になりますよね。そうすると副町長とかというような扱いに普通考えるのですけれども、なぜここで縛りをされているのか、その違いがどのようになっていくのかと思うのです。それで、ここでいっている新たな行政組織の兼ね合いとどう違ってくるのか、そしてなぜこの研修を受けたりする部分が教育委員会の承認を受けなければいけないのか、別の形のチェック体制があると思うのですけれどもその辺を伺います。

○委員長（小西秀延君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） ここはいろいろ議論のあったところでもありますけれども、今回教育委員長と教育長が1本化されるということで、教育長のチェック機能の強化ということで、そのほかにも例えば教育委員さんの3分の1から議会の招集を求めることができるかだとか、新たな項目がいくつか設けられているのですけれども、そういった部分と同様にといいますか、そういう意味で教育長は教育委員会、それぞれ教育委員さんの責任というか、中で教育長の権限が強くなり過ぎないようにという中身も含めまして、そういった形で今回の服務関係、今この26号のところにありますような、そういう教育長の行動に対しても教育委員会のほうでチェックするというような形の法改正になっております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 申し訳ないのですけれども、先ほどの斉藤委員の答弁と似通って、漠として分からないのですけれども、論理的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律がこうだよと、ただ議案第42号でうたっている部分についてはこうだと。そういう論理的に整理して答弁欲しいのです。

ただ教育委員会のチェック機能がどうだこうだではなくて、法律の中でこのようない方がされていると。ただ教育委員会はこういう機能で組織があるけれど、教育長はこの行政組織の運営に関する法律の中ではこういう立場になっているけれど、別な法律の下でこういう今言ったような教育委員会の承認を得ると。それはここの3つだけなのか、その辺を論理的に法的に整理して聞きたいのです。それではまるっきり何もわからないのです。

今回の教育法が改正になるということで答弁されているから、きちんと整理して答弁してくれませんか。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今回の制度の改正の中で教育長は特別職にはなるのです。ところが、一般的に特別職というふうになったら副町長なりと同じく、町長となりと同じく。今私は出勤簿などがあります。今度もまた特別職なのだけれどもそういうふうなことは、その服務規程の中でまた同じくあるのです。それはなぜかといいますと、今回の法の改正の中で初めて教育長の任命に対する資格要件だとか、そういうものなども含まれてきておりまして、非常に教育長がこれまでよりは権限が拡大するというところがあります。そういったことの中で、いかにその教育長が暴走しないよ

うにするかというところを持ちまして、しっかり教育委員会の中でそのあたりのチェック体制をとっていかなければならないと、そういうふうなことで今回地方行政法の中を含めまして、その辺りの服務のことだとかが決められてきているところでございます。

○委員長（小西秀延君）　ほか質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

採決いたします。

議案第 42 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君）　全員賛成。

よって、議案第 42 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を 改正する条例の制定について

○委員長（小西秀延君）　議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 35—1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

3 番、斎藤征信委員。

○3 番（斎藤征信君）　昨今の社会情勢から見ましても、小学生全体に枠を広げるということは大変好ましいことだなというふうに思います。最近はその親の不在の子供たちの間で陰惨な事件などが起きていますので、そういう意味からもきちっとこういうところで見えあげられるということ、子供の安全のためにも歓迎すべきことだなというふうには考えます。ただ高学年の児童たちを含めてこ預かるわけですから、今までのように低学年の子供を保護していますというような形ではすまないだろうという気がするのです。人数もふえることでしょうし、そうすると児童クラブの指導管理体制というのがどういうふうになるのか、より難しくなるのではないかなという気がするのですけども、その辺の体制について従来と違ってくるのかどうなのか、その辺どう押さえているのか伺います。

○委員長（小西秀延君）　坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君）　今の斎藤委員のほうから放課後児童クラブの体制ということで、職員の体制についてです。職員の体制については一応原則 2 人ということで、1 人以上ということな

のですから、それで今の体制、当然今嘱託5人ということで、それぞれ放課後児童5つありますので、それぞれに嘱託がついてそのほかに臨時職員もつけて対応しております。ただこれから厳密には2人体制なのですけれども、必ずそういう主な職員そして補助職員という形で整えることになっておりますので、臨時の職員をこれから募集もさせていただいております。その部分でちょっと補助の部分がちょっと弱いのですが、今の制度設計の中では十分対応できると考えております。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 管理する人が1人、そのほかに職員もつけて今面倒を見ていると、最低限そこまでやっているということはわかります。放課後から帰宅するまでの大体2、3時間になるのでしょうか。その時間の子供たちの過ごし方、遊びだとか、学習だとかということが中心だろうというふうに思うのです。そののときに、指導員に中でただ保護をしているだけではなく、幼児を扱うのではないから、そういう意味ではどのようにこの子供たちを指導していかなければならないか。そういうことを指導員たちにどのような対応を町では要請しようとしているのか、考えがあったら教えてください。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今指導員の体制について指導員の養成といいますか、どんな形でこれから対応していくのだということなのですが、今現在も毎月指導員会議を行っております、その中でいろいろケースがそれぞれありまして、それは子ども課のほうの職員とともに情報交換しながら、こういうケースはこうしていったほうがいいたろうとかという、そういったことをやっています。また当然そのこれから研修とか、子育て支援員ということで当然先ほど言いました補助者の部分がちょっと足りない。ちょっと手薄だということで、よりそういう子供のそういう子育ての子供クラブ、児童クラブのほうに対応できるような職員の養成もいきたいと。また研修も進めて、毎年嘱託職員については研修を行って児童虐待でありますとかといった部分ではさせていただいています。ただ学習の部分でいきますと当然その専門的な知識とかそういった部分がございます。今の子ども放課後児童クラブの要請としては、健やかに成長し発達の段階でそれぞれ養育をしていくというのが考え方なのです。今後4年、5年生、6年生になりますと、今度は3年生から広がっていくので、当然その部分は今後子供のそういう児童クラブのそういう職員の毎月やっている会議とかを通して、十分資質の向上に努めるように進めていきたいと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 私が心配しているのは子ども子育てクラブだとか療養所だとかそういうものとは全く違う性格のものだろう。学童クラブというのはそこで何を育てるか。学校とまた違うのは異学年集団を育てるわけですから、学校の教育とまたこれ違ってくるのだろうという気がするのです。そういう意味でその指導員の人たちに何を要請しなければならないかということになれば、子供たちのそこで集まってくる子供たちの自主性ではないか。自主性を育てるために何か親のほうだとか指導者の方々が面倒を見るということよりも、子供同士が互いに育つという、そういうものをつくっていかなければならないのではないか。指導員もそういう目でものを見ていかなければならない。例えば遊びにしても、低学年と高学年が一緒になって遊ぶときに何を注意しなければならない

かというときに、やはり低学年に高学年が遊びを伝承していくという、そういうことを主体的に考えさせていかなければならないだろうというふうに思うのです。そして、いわゆる低学年の子供たちのガキ大将になって子供たちを引っ張ってくれというようなこと。それから学習の面でいえば自分の個別の学習もあるのでしょうかけれども、そうではなくて、そればかりではなくて、学習の時間に低学年の子供を高学年の子供たちが教師になって、そして教える。教えながら、自らも学ぶという形をとらなきゃならない。これが子供たちの自主性の問題なのだろうというふうに思うのです。そうすると、そここのところきちっと押さえておかないと指導員のほうで世話をやき過ぎたり、押さえ込んでしまったり、そういうようなことがよく起こる。子供が不満を持つというようなことになってしまうものですから、そういう体制が今の中で取れるかどうかということが今心配をしています。そここのところ、今までの体制で十分なのかなという、そういう気がしながら、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今後そういう子供たちの高学年になったときに、本当に対応ができるかというお話だったのですけれども、今回、放課後の児童クラブ、その運営指針というのも今国のほうでつくっております。今パブリックコメントをかけておまして、その中にも子供のそういう遊びの部分でありますとか、そういったどういう形で遊ばせていったらいいのかとかそういう遊びをとおして自主性、社会性、創造性を培うことという項目がその基本方針の中で今までガイドラインという言い方をしていたのですが、これからそういう運営指針という言い方へ変わるのですけれどもそこに載せております。ですのでこういった部分も踏まえながら、いろいろな研修もしながら、そういう要請にもこたえながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 基本的には放課後児童クラブの目的というというのは、要するに共働きをしている家庭の子供たちが放課後しっかりと健全に育っていくための一つの生活の場を提供しましょうというふうなことでやっております。そういう中で今回は6年生まで広げることによってかなりは私自身も子供の発達状況が違いますから、それはしっかりと指導員のほうにも指導をしながら、その児童クラブの運営をやっていかなければ、きっと難しいことだろうなというふうに思っております。ただ単に集めて自分で自学自習をさせて、遊ばせてというだけではならないとは思っておりますので、今委員のほうからありましたように、その発達段階を踏まえたかかわり合いをどういうふうにしてつくっていかなければならないかというところは、十分教育委員会としましても現場の状況を見ながら、また指導員の見た目でのいろいろな問題事項等も吸収しながら、今後の運営については考えていかなければならないと思ひます。

何よりも大事なことは、子供がしっかりと放課後育つというか、育ち合うというそういう状況をつくりたいと思ひています。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 0時01分

再 開 午後 0時59分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開したいと思います。

引き続き、議案第35号、質疑を受けつけたいと思います。質疑のある方はどうぞ。

2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 放課後児童クラブについては前回質問していきまして、その中で体制はきちっと整ったのかという質問をしたと思うのですが、支援員の給与も含めて予算に出させていただきますという答弁だったものから、支援員が全部きちんと揃ったのだなというふうには思ったのですが、先ほどの答弁でまだ補助員が揃っていないということなのですか、支援員は必ず保育士とか、幼稚園教諭とか学校の先生の資格をも持っている方ということなのですか、この支援員の5カ所、5人体制はでき上がったのかということと、補助員はまるっきり今後また5人募集をするのかということが1点です。

それから、専用区画が1人1.65というのもこれは対応できたのだというふうには思うのですが、もう1点今度人数が多くなる可能性があります。そういった中で体調の悪い子供が休める部屋をつくるようにということに確かなっていったと思うのです。それは学校であれば保健室で預かるようにするのか、それとはまた別に部屋を使うのか、コミセン等でやっているところはどのように今後になっていくのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今、委員さんのほうから質問のありました5人体制の部分で支援員の部分です。支援員については平成32年3月31日までの間に研修を終了するということが必要になってきます。ですのでその中で5年間で研修をしていくという形になっていくと思います。今現在の指導員の嘱託職員5人いるわけですが、5人のうち3名は専門職といいますか、教員であったり保育士であったりしております。あとの2人についてもそれなりの十分な経験もされていますしさらに研修はしていますが、その部分も含めて放課後児童支援員として支援の単位ごとに2人以上配置するというので、そういうことでこれからの5年間は放課後児童支援員の基本研修をいろいろと受けまして、そして5年間で大体支援員について補助事務臨時職員も含めて研修していきたいと思っています。

あともう1点です。これからそういう募集をするのかという話ですけども、今現在これから6年生の体制を整えていくわけですが、基準としてはクリアされているのですけれども、ただ去年の8月ぐらいから放課後児童クラブ6年生になるということ、先ほど斎藤委員からもちょっとご心配された部分もあったのですけれども、その6年生になったときにどのようなクラスにしたらいいかとか、そういったことも踏まえて相談させていただきます。

そういう中で、今回基準をクリアしているのですけれども、やっぱりそのクラスの部分とか、6年生になったときという対応もあるものから、これからあと2人くらい臨時職員を募集していきたいと思っています。そういう形で6年生まで一応対応させていただきたいなということで、一応基準をクリアされているということです。

あともう1点ですけれども、1.65平方メートルということで基準の部分は、最適放課後クラブ基準については今の現状といたしますか、これから多いところでも放課後児童クラブ恐らくこれから鉄南と鉄北まとまっていくこともあると思いますが、今のところこの基準で大体放課後児童クラブの入会数として102人という、今回想定はされていますが、その中でも基準は問題ないということです。

あともう1点、今のお話のありました体調が悪い子供さんをどのような対応をしたらいいのかということなのですが、ここの部分は今までもそうなのですけれども、例えば学校の廊下を使ったり、体育館を使ったり、そういう形でやったり、どうしてもスペース、コミセンとかそういうところだけれど、竹浦コミセンではちょっと離れてもらってというような感じでは、そういう臨機応変な形で対応はさせていただいています。そこの部分でもしもそういう必要だと、今のこの占用区画の面積に児童1人につきおおむね1.65というのが設備の基準ですので、そういった部分で基準として、そして占用区画もある程度設置するということになっているのですが、十分とは言えないのですけれども今の対応でしていきたいと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 今臨機応変という答弁がありました。確保はされているかされていないかということなので。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今ケースとして、それぞれ今体育館だとかそれから廊下とか、そういったところを使わせていただいて対応しております。あと病気の部分は当然、小さいながらも区画を分けたりという形にして対応する。当然病気になってしまった場合には親御さんに連絡して、なるべくそういう処置を、この段階のスペースでは、今の現状のスペースではなかなか難しいので、臨時的にそういうちょっと待機していただいて、当然そういう状況になりましたら親御さんに緊急に連絡して早めに来ていただくという形にしております。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） ちょっとわからないところがあったのですが、まさか体育館や廊下に確保してやるというわけではないのだろうと思って、それはちょっと違うことの答弁だろうと思って聞いていました。狭いながらも確保するということですので、ただ同じ部屋というのはちょっと問題があるのかなというふうに思うのですが、今後やっぱりこういうふうに6年生までやるということ。これを条例を通す前に、やはりそういったスペースの確保をきちっとしていかないと保育所の児童でさえも病児・病後児保育を要望する方が多いということは、小学校行くとある程度体力がついてくるとその度にお母さんやお父さんが仕事を休んで帰ってこななければならないという状態ではなくて、病児・病後児のようなちょっと移るものでも外に出ていいけれど人に移る可能性があるので隔離してくださいという子どもの場合の、確保のあり方も今後の考えなければならないと思うのです。なぜかという、私は先ほどもちょっと言っていましたけど、6年生まで預かるということ。子供の教育どうのこうのということは、支援員の確保の中では厳しいと思っています。ただ、お母さん方少子化対策として働く家庭への支援策として、安心して子供がここにいるということがわかって働ける。そういった場所をつくるということが大きな目的だったというに思いますので、そういう点からいくと、そういうスペースをある程度確保するような方向性でもっていきたいというふ

うに思います。

それともう1点、支援員は今のところ何とか揃うということだったのですが、不足していないからいいと思います。ただ今要求されるようなことをどんどん要求が進んでいくと、この支援員になる人がいなくなるのではないかとということが言われています。というのは支援は大変大切な子供たちを預かるわけです。命の及ぶような事故ももしかしたら出てくるかもしれない。そういった中で、その割には処遇が余りよくないと、そういったことをからめてなる人がいなくなるということもありますので、本当にその支援員の方々が、その報酬の分だけやろうなどと思っていないと思います。ボランティアを兼ねて子供たちを守ろうとしてやってくれる支援員さんを行政側としてきちっとやっぱり守っていく体制、それも必要ではないかというふうに思うのですがその点考えを伺います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今のご質問ですけれども、子育て支援員のこれからの処遇とかということだと思っておりますけれども、その部分では一応今回子育て支援研修ということで、そういった部分もこれから人材を確保するために幅広くその研修制度も国のほうも用意しておりますので、その中で例えば小規模保育とか家庭保育とかファミリーサポートだとか、一時預かりだとか放課後児童クラブ入りますけど、そういうさまざまな人材をそこにできるように人材を確保していくこと。これは国の要請でありますし、町も積極的に今の研修体制でなんとか5年の中で研修を修了していきたいと思っています。また当然その処遇という部分ではやはり財政的な部分もございまして、今の臨時職員という形ではこれからもそういう対応になると思います。ただそうそういったところで人数的な部分なんとか対応して、いろいろな形で進めていきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） スペース確保の問題は今後どうでしょうか。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） スペースの確保については現状では今お話のとおり、臨時的にいろいろ今スペース的な部分では対応できていないのですが、今後その中でどういう対応するか、スペースをつくれるかどうかということのも、また違う方法があるかどうか也十分これからの検討課題したいと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○2番（吉田和子君） 今お話伺っていると、こういった基本的な条件を整えるというのは32年まで整えればいいということですか、広さにしても、それからその子供が休む部屋、それから資格を持っている人の講習を受けるというのは、27年の4月からもし関わるとしても、研修会はその5年間の間に参加をすればいいということになるのですか。研修に参加しなくてもその支援員の資格を持って対応することができるというふうに捉えていいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今の放課後児童支援員の関係ですけれども、平成32年3月31日までの間に、都道府県の知事が行う研修を修了した者に、終了することを予定してういる者を含んで、その部分で一応放課後児童支援員を人数的にはそこまでの間で何とか研修していきたい。そういうことです。27年からすぐということではなくて5年間の中で研修をして支援員をのつくっていくということです。

○委員長（小西秀延君） ほかの部分はどうですか。スペースや広さ等も32年までという条件でよろしいのかどうなのかというご質問です。坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 放課後児童クラブの基準というのがあるが、その基準に基づいて進めてはいくわけですが、何年ということは言われておりませんが、当然その課題としてこれからその基準を満たすような条件をつくっていかないといけないと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今ご質問のあった部分については、支援員の養成の部分については今課長のほうからそういうふうな国の機関からもしなければならぬということになっております。そのほかのスペースの問題だとか、それから支援員の処遇関係だとか、人数の関係だとかというふうなことについては昨年度行いましたニーズ調査を受けまして、それでそれから出てきたものを勘案をして、ことしからそれでは6年生まで広げても今の時点ではやっていると。だから1日も早くそういうふうな要望に答えたほうがいいだろうというふうなことで今これを進めています。ただ、今後その人数が多くなってスペース確保が難しい状況がでてくるというふうになれば、それはまた違った形での対応は早急に図っていかねばならぬだろうと思っています。そういうふうな現時点での対応状況を踏まえて今回このように出させていただいております。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） 端的に聞きます。同僚議員のほうから詳しいハード・ソフト面については整理できていましたので。おおむねこれから整備ということになるのですが、実用に応じたハード面の整備というところで大変で、例えば備品類についても今まで3年生までの備品とやっぱり高学年になるなら備品の整備等も必要になってきますし、またスペースは最低基準面積をもう満たしているというところは理解いたしました。ただ、例えばですけど、スポーツやるときに今までだったら、高学年だったらボールでも、ドッチボールやったりかたきやったりでも、力も全く違うのでそういった部分の実情に応じた整備のほう、実際面やってからなる部分もあると思うのですが、そういったその実情に応じたという部分がまざまま必要になってくると思うのですが、その辺りどのように想定されていますか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今広地委員お話のとおりこれから27年に向けて6年生受け入れていくわけですが、そうするといろいろな課題が出てくると思うのですが、その中で十分対応できるかどうか。今後先ほどいいましたいろいろな会議、放課後の児童クラブの指導員会議だとか、そういったものを見ながら、よりその子供たちの放課後の対策について推進していきたいと思っています。ただ、実際これからのものですからどのような状況か、不便な部分とか、そういった部分が出てくるか、これからのことです。ただスペース的な部分とか、実際そういった部分をクリアされていますし、そういう指導員もある程度人数そろえておりますので、そういった分では問題ないと思うのですが、6年生が入ってきますので、そのときに出てくる課題はあるのかなと思っていますので、その部分の対応はしっかりしていきたいと思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○8番（広地紀彰君） わかりました。遊び方によっても全然違ったりするので、区切りにネットが必要になったとか、細かい整備必要になってくる可能性がありますので、そのあたり十分に予測をして進めるべきだと思います。それで支援員のサポートの現状で把握のあり方なのですが、こういったものの中身については斉藤委員のほうからさまざま指摘があったとおりでと思います。高学年の女子の人間関係の問題だとか、今までなかったような問題が出てくると思います。そういった部分をこれから運営指針や研修できちっと進めていくという考え方について理解しましたが、この支援員へのサポートをとして月1回の会議での把握だけではなくて、お忙しい中だと思いますが、現状を見てきちっと問題点を具体的に把握にする必要が、特に制度導入時点においては重要になると思います。そのあたりの考え方について。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 制度導入時点で当然どんな状況にあるかというのは、実情を子ども課のほうでも十分担当が把握するために見ていきたいとそういうのも思っていますし、指導員会議も月に1回だけではなくてそういった部分があれば、臨時的な部分で開催しながら実情をより把握しながら対策を練っていききたいと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） 先ほどもちょっと議論を聞いて若干疑問に思ったことはあるのですが、課長先ほどの答弁で子供のことですから、例えば、その日の朝風邪気味で学校へ行ったと。帰りに熱が出ているとかいろいろあります。そういった子供たちもこれは受け入れているのですか。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 当然、今のお話しは病気とかそういった部分では当然感染症とかそういう感染症とか、そういった部分で罹患している場合には、それは受け入れられないと思います。ここのお話いただいたのは恐らくその時間になったときに、熱で出てきたとか、そういうお話だと認識しておりますので、そういう中では当然その親御さんに連絡することと同時に、ちょっとの間は当然待機していただくという形になると思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） 14番、及川保委員。

○14番（及川 保君） 私が疑問に思ったのは、そういったときのその対応というのは、放課後児童クラブで受け入れるのではなくて、先ほど親がいちいち仕事から帰ってこなきゃならないという話もあったのだけれども、私はそこやっぱりきちっと、例えばインフルエンザとか、そういうときに逆にこれは広めてしまうのです。そういうときには、いずれにしてもそういう対応はきちんとしてほしいというのというのが私の言っている趣旨なのです。悪くなるような状況を作って欲しくないということです。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今及川委員からお話があったとおり、十分そういった部分で気をつけて進めていきたいと思っています。当然その感染症の関係で、感染症とかそういうので周ってしまいうということ、例えばそういったことにならないように十分気をつけていきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第 35 号 白老町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。
よって、議案第 35 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を 改正する条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 36 号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書、議 36-1 をお開き願います。
これより本案に対する質疑に入ります。質疑のあります方はどうぞ。
2 番、吉田和子委員。

○2 番（吉田和子君） 確認を含めて伺いたいと思います。私は子ども発達支援センターに子育て支援員をセンターにケアプラン策定のための支援員を 1 人配置するということふうに受けとめております。それでこの法の改正は議案説明にありますけれど、24 年の 4 月に児童福祉法と障害者総合支援法が改正されたことで、これも 3 年ごとに見直しだと思っておりますけれども、その中で特定相談支援及び障害児童支援事業が設定されて、申請されて、その中でサービスを受ける障害児・通所支援を利用する全ての障害児に対してのサービスの個別計画をつくるということは、介護保険制度制度と同じように個別にケアマネジャーがプランを立てますよね。それと同じものをつくるということだと思っておりますが、今支援センターに人をそのことを含め配置するということは、これも 24 年には法改正なったけれども、実施される年月日は 3 年後でもいいとかそういったことになっていたのかどうかということが 1 点。

それからもう 1 点は、これ支援センターに通っている子供もいますけれども、通所とかそういったことディだとか、グループホームに入っている子供たちにも今後その個別計画が必要だということふうに考えているのですが、その各事業所等にはそういうケアプランを立てる支援員がいるのかどうか、もしなければこのセンターに配置になった支援員がこのケアプランを立てていくのか、その相談体制というかそのケアプランをつくる体制がどのようにでき上がっていくのかお知らせ願

たいと思います。

○委員長（小西秀延君） 坂東子ども課長

○子ども課長（坂東雄志君） 今最初にご質問のありました24年に成立されている法律に基づいてこれは経過措置なのかということございます。これは27年からやるということで3年間猶予されておりまして経過措置でございます。

それから、今通所のお話いただいております。サービスと医療計画というのは、当然その通所サービス、この場合は通所サービスの利用に係る相談ということになります。それで当然通所ですので、居宅にいらっしゃる方です。そういった部分も含めてこの指定特定相談支援事業者ともう一つが障害児相談事業者と2つの役割を担ってどちらのサービスのどちらの計画策定の行うと。ただ今回うちのほうで行っているのは、通所の部分を中心にしておるものですから、大体人数的には30人程度ということで把握しております。

あとどういう計画のスケジュール、どのような流れになるのだというお話だったのですけれども、一応まず実際その申請といいますか、まずその受付をしまして、そして障害区分の認定を受けて、そして利用計画案の作成、そして支給決定をすると。そこで支給決定した段階で今度はケアプランをつくっていくと、計画策定をしていって、その中でサービス利用計画をつくってサービスとしていくという形になると思います。

当然そこの一連の流れでございますので、実際そのケアプラン計画策定する段階で、先ほど吉田委員からお話がありました相談員です。相談員がそういう役割になると思います。相談員はうちのほうで1人、山口センター長がこの計画相談支援の資格を持っておりますので、その資格を持っている1名で対応するという拠点にしております。

扱う年齢については今児童福祉法でございますので、18歳未満ということで、ただ今のエミナの状況ですと通所している子供たちのまずは計画策定をしていこうということです。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員

○委員（吉田和子君） 18歳未満で、これはエミナということは先ほどちょっと聞いたのですが、白老町にあるセンターに関係性のある方だけに限られるのか、ほかの施設に通っている通所している子供たちはそれぞれの施設とか、また別にこういう計画を立てる人がいるのか、その辺ちょっと私わからないのです。この支援センターにおく人はあくまでもセンターの関係性のある18歳未満の方だけに限られるのか。相談受けるということは法改正になったから、全体的な白老町のそういったことにかかわる方の相談を受けるのか、それとも施設ごとに計画を立てている人も区分する人もいるのだよというようなことなのか、そこら辺がわからないのでお聞きしたのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 坂東こども課長

○子ども課長（坂東雄志君） 基本的には18歳未満の障がい児については、うちのほうで対応するのですけれども、ただ当然その認定とか、そういった支給認定とか支給決定とかといったところまでについては健康福祉課と連携をとりながら進めていくという形になります。ですから、町内のそういう18歳未満のそういう方々についても一応対象になっております。

○委員長（小西秀延君） 山口子ども発達支援センター長。

○子ども課子ども発達支援センター長（山口由美君） 今ご指摘にありましたように、ほかの施設に通っている障がい児、18歳未満の子も対象にはなりません。

それで今の白老町には、まだ特定相談支援事業所というのは健康福祉課で26年から事業を始めておまして、それとあとこれからうちが27年度始めますので、事業者ごとにあるというわけではないのです。それで今健康福祉課でやっている特定相談支援事業所と連携をとりながらこれから進めていきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今子ども課の担当のほうからお話ありましたとおり、そういう形で27年から子ども発達支援センターのほうで事業所を設置して18歳未満の計画とか、相談について行く予定で今事務を進めております。そのほかに障がいの事業所ですが、この事業所につきましても、この4月から事業所を開設して障がいにかかる総合相談、それとここでいう計画の策定ということで、1事業所が開設予定で今事務を進めておまして、事業所としては健康福祉課含めまして、全部で3カ所になる予定であります。プランをつくる件数等につきましては、一応今町では先ほどの18歳未満の30件くらいというほかに大人の方も含めた形で、そういう方々がおおよそ200から210件近くいらっしゃいます。そのうち40件ほどは町外の施設等に入所している方々がいらっしゃいますので、そちらのほうでは委託という形で計画の作成を委託しておまして、実際町のほうで計画をたてるというのが170件前後になるかと思えます。改めて4月から開設するところにつきましては、おおよそ60から70件程度計画を策定していただけるような形で今事務手続をとっております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） ほか質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 白老町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する
条例の制定について

○委員長（小西秀延君） 議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。議案書の議 37—1 をお開き願います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

第 3 番、斎藤征信委員。

○3 番（斎藤征信君） 介護保険料の改訂につきまして伺いたいと思います。介護保険料が大幅に引き上げられるというところであります。実は制度が難しく、私の頭ではちょっと理解はできないというのが本音なので、本当に基本的なことをお聞きしたいのですが、説明の表を見まして 6 段階から 9 段階になるということはわかるのですが中身をずっとこう見てみますと改正前と改正後、左と右の表を見比べてみますと、所得はさほど変わっていない。ところがそれに乗率、係数なのでしょうけれども、これを掛けるこの係数もほぼ同じなのに金額だけが大きく変わってくるというのは、これどういうことなのかその理由がわからないのです。そこら辺を教えてほしいということ、それからもう一つは、下のほうに米印があるのですが、その米印の欄を見ますと、国の基準かたみても町では随分配慮したというふうに読めるのですが、この表全体の中で町が配慮した部分というのは具体的にどの場面でどういうことなのかそのあたり伺います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 介護保険料の算定の基本的な考え方でございますが、まず 3 年に一度介護保険料の見直しが行われます。ここの説明資料中に介護保険料基準額月額が書かれておりますけれども、この基準額につきまして 3 年に一度見直しするのですが、その算定の仕方としましては、その 3 年間の介護サービス見込み量をまず算出しまして、それに応じて 65 歳以上の利用者負担割合でございますので、そういうことを踏まえながら算定するわけでございます。

まず今回の介護保険料の所得段階の改正でございますが、国のほうで示しておりますのが 9 段階で、町も今現在 6 段階でございますけれども、それを国に準じて 9 段階というふうに設定する考えでございます。この内容につきましては変更する内容のところでございますけれども、特に 5 段階と 6 段階が現行のところはこれそれぞれ細分化させております。

それと合わせて乗率の考えでございますけれども、まず基準額に対して月額基準額がここで、今回第 6 期では 5,455 円、これに対しまして乗率それぞれの段階にかけて年額の保険料というものを算出する仕組みになってございます。それに応じて年 6 回介護保険料を月額に直して納付していただくという仕組みをとってございます。

また米印のところの説明のところでございますけれども、特に今回公費の軽減ということで国のほうで制度改正がございまして、27 年度と 28 年度につきましては低所得者の部分の第 1 段階のところは公費を投入して軽減させるという考え方でございます。29 年度は消費税が 10% 引き上がるということで、その所得段階の部分が拡大されまして 1 段階から 3 段階のほうまで拡大されます。この公費の負担の部分につきましては、仮に 27 年度、28 年度を参考にしますと、第 1 段階のとこ

る、改正後のところなのですけれども、第1段階のところは乗率通常でいけば0.5乗率になっているのですけれども、ここが公費軽減をするということで0.05軽減しまして0.45にするという考えてございます。軽減した結果年額3,300円の軽減になる形になります。この公費の部分につきましては負担割合が決められておまして、国が2分の1で、北海道と白老町が4分の1ずつ負担するという考え方でございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） 今の説明では全くわかりません。本当に見込み割合で、何でそれで金額が変わってくるのかそれもわからないし、0.5掛けていたものが0.45でやったという、ここに表の中には0.45などとはどこにも出てこないです。0.45でやったらその金額が下がるのではないのかなという気がしたけども、その辺は全く理解できないということをまず申し上げておきまして、それは私だけが勉強不足でわからないのかもしれないけれども、それ以上のことは言いません。

説明のところの2項目めがあります。総合事業に移行するのに3年間の猶予があるのだということになっています。3年間のうちにやりなさいと。どこの町でもこの3年後ぐらいまでにはみな実施するということになるのだらうと思うのですが、総合事業というのが要支援の1、2の人の中から一部介護制度から外して、軽度の人は町内のほかの事業者に世話になりなさいと、こういうことだというふうには理解しているです。

今まで介護サービスを受けていた人が介護制度から外れてなおかつ介護保険料が上がるというこの矛盾をどう理解するのか。ここのもちよっと基本的にわからない部分なものですからその辺。ここでいう総合事業で要支援1、2からこの介護サービスを受けられなくなる対象者というのは町内でいうとどのくらいの対象者がいるのかその辺伺います。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 新しい総合事業ということで、これは国のほうの介護保険の見直しの中で2025年、平成37年に団塊の世代が75歳以上ピークを迎える。それを見据えて、そのまま行けば介護保険料も段々引き上がりますし、介護給付費、認定者もふえてくるということは介護給付費が伸びる。サービス量が伸びるということは公費の負担分もふえてくる。国の負担も道も町もふえるというそういう仕組みがありますので、それを少しでも抑制をするために、それで地域包括ケアシステムということで、在宅でいろいろな生活支援だとか、介護保険サービス以外のサービスをもう少し充実させて、そして在宅にできるだけ住まわせるという仕組みの中で、このたび要支援者、軽度者です。認定者の要支援1と2の方の訪問介護とヘルパーサービスです。自宅でヘルパーさんが行って行うサービスの部分と、通って受ける通称ディサービス、この部分につきまして今現在全国一律でサービスの内容だとか単価だとかが定められています。この部分が特別会計の中に地域支援事業費というのがあるのですけれども、そちらのほうに移行させていく。そこで移行させてそのあとに町では一律サービスから、今度は白老町の実情に応じてサービス内容だとか単価、ご本人の負担割合だとかが自由に定められるという仕組みになっていく形になります。そういうことでいろいろ情報では、市町村が設定するというお話の中では全国一律サービスで1割負担で今行っているものが、今後市町村の実情に応じて組み立てるという仕組みになってい

くわけです。

今現在の要支援者の人数なのですが、29年度を参考にしますと今の推計では423名。この方たちが今後うちのほうでは、今目指しては29年4月に白老町が単価を設定して一律サービスからはずして行うという、対象者の方は今お伝えした人数になります。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○3番（斎藤征信君） わからないで聞いているのだから我慢してください。今の話の中で国の一律サービスで受けていた人が、今度は要支援1、2の一部の人になりますよね。これ全部全部でなくて、その人たちが町内のそういう事業所に任せられるのだと。町内のサービスを受けなさいと、こういうことなのですよ。そうすると町内サービスというところどこへ移るのか、NPOだとか、人材センターあるいは民間業者、いろいろあるのかもしれませんが、そういうところが白老にどこにあるのだろうかということがまずわからないのと、私が1番お聞きおたかったのは介護制度から外れて、そちらの町内のサービスを受けるけども介護保険料は上がるのだというのが矛盾でないのかと聞いたかったのです。違うのですか。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 確かに疑問感じるところでございます。それは第6期の期間、最初からうち総合事業を始めるわけではないので、2年間経過処置で猶予期間が2年間ございますので、最大29年4月からの実施ということでの見込みで今回介護保険料の算定をしておりますので、この27年度、28年度につきましては国の一律サービス、要支援の1、2の方は国の一律サービスで受けることができるということで、それを見込んでサービス・介護保険料の算定をしていることと、あとまたは白老町の今後の高齢者人口の推計を算出したところ平成31年にまだまだ高齢者数がピークを迎えると。今も現在起きているのですけれども75歳以上の後期高齢者人数がふえてきているのです。ということは後期高齢者の方はどうしても介護認定者のリスクをしょっている。介護給付を受けるリスクをしょう年齢層なものですから、そういうことの認定者数の伸びも監視ながら介護保険料を算定しているということでございます。

今後、総合事業に移行した場合に要支援者の訪問介護と通所介護の部分が、どういったところで受けられるのかというお話かと思えますけれども、現在町内には要支援の訪問介護と通所介護、それぞれ事業所ございまして、おそらく国が今例示を出してところでは現行どおりのサービス体系と、またもう一つは多様なサービスを今後考えなさいよといったところで、先ほど委員がおっしゃったようにボランティアだとかNPOだとか、そういうところでやったところを利用していただくために、今特別会計の中の地域支援事業費の中で委託なり補助なりしながら、サービスを開拓するという仕組みになっていきます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） 1点、2点ちょっとお尋ねしたいのですが、一つは総合事業に初年度から移る自治体が幾つかありますよね。その状況というのは僕は今の白老町の決定というか29年からやるということについては、この制度がいいか悪いかは別にしてそのほうがいいのか僕は思っています。ただ入るところもあるのです。それはどのような理由なのかわかっているかどうか1つと、

もう1つは北海道の中でもいくつかの市町村で一般会計から介護保険会計へ繰り出しをして、上げていないところが確か僕の記憶が正しければ2つか3つかあるのですよ。これは今の財政の中でなかなか大変なのだけれど。これは制度としては可能だというふうに考えていいのかなどうか、そのあたり。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 新しい総合事業の27年4月から実施しようとする自治体の数なのですけれど、今ちょっと手元にちょっと資料は持っていないのですが、確か道内では179市町村のうち3カ所か4カ所か、それくらいの実施数だと思うのです。そういうところはまだちょっとうちのほうでも確認はとっていないのですけれども、恐らく国のモデル事業などを国のモデル事業というのが、確か25年度おぐらいからやっていたところを、手を上げていたところが下地があって、それで移行されるのかなというところは想定します。本町といたしましては先ほどお話ししましたけれども、今後やはりその財源の部分、この地域支援事業費、仕組みが、上限額が定められているのですけれども、今現行では介護給付費の3%以内というふうに定められておりまして、その中で介護擁護だとか、権利擁護だとかさまざまな事業をそこでやっているのです。

それで、今後新しい総合事業を開始する場合の上限額なのですけれども、前年度の地域支援事業費の実績とあわせて75歳以上の高齢者の伸び率を乗じた額ということになるわけなのです。そうしますとその中で一律で行っている要支援者の訪問介護、通所介護の方をそこでどれだけ見れるのか、またはこれから新たに開拓して生まれてくるサービスで、サービスの部分が委託をするという費用も捻出しなければならないということだとか、あとは権利擁護の部分もこれから新たに制定をしなければならない費用をそこでも捻出していかなければならないだとか、いろいろなものがここの地域支援事業費の中に組み込んでいかなければならないということもあります。

要支援者の訪問介護、通所介護の部分につきましては今後単価だとか、あと事業所さんの今実際の要支援者の訪問介護、通所介護を受け入れてくださっている事業所さんとの話し合いとかというところも詰めていかなければならないという背景だとか、その新しい条例の内容だとか契約内容だとか、運営基準だとか、そういったさまざまなものを整備しなければならないという、そうするとある程度日程の時間が必要だということで、白老町としては今の予定としては29年4月と考えております。

ただこれはもしかしたら、今後新年度に検討会立ち上げた中で新たなサービスが1つでも2つでも生まれてくれば、もしかしたら予定より早まって総合事業を開始するということもありえるかと思えます。

もう1つ回答漏れがございました。一般会計の繰り出しの部分でございますけれども、基本的に介護保険の仕組みは委員もご存じのとおり、40歳以上の方からの介護保険料、それから皆さんで支えるという仕組みの中で決まった仕組みでありますので、基本的には一般会計からの繰り出しというのは難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○4番（大淵紀夫君） なかなか制度が本当に面倒でよく入ってこないのだけれど。要するに今の国

民健康保険、それから後期高齢者医療保険、そして介護保険が日本の全国が高齢化に向かっていきますので、非常にその制度を維持すること自体が難しいと。それで消費税を導入したと。ところがその消費税が全部使われているわけではないという状況の中でまた2%上げると、それは今度は介護保険だとかそういう保健に使うのだというふうに国のほうは言っています。だけど現実的に1番最初に導入するときは、これ全部使うと言っていたのです。だから、何を言いたいかというと、そういう国の保険制度、何も僕は国が全部みれとは言わないのだけれど、誰も好きこのんで後期高齢者になったのではないのです。今まで日本の国の支えてきた人たちが、後期高齢者になっているのです。その人たちを若い人がみななければだめだから税金を上げますよとか、そういう形で高齢者に負担がいくというのは僕はどう考えてもおかしいのではないのかなと思うのですけれども、これは後期高齢者保険も矛盾が出ています。国民健康保険も今回値上がりしたけれど、現実的にはこの間の議案説明会でわかるけれど、本当に何世帯かの方で百何十万円かの収入で、4万円も上げてても現実的には収入が入って来ないというそういう状況です。ですから僕はやっぱり自治体として国に何度も国保で言ってきましたけれども、そういうことをもっと合理的に自治体に負担が来る。受益を受ける人たちにだけに負担がくるのではなくて、日本の国を支えてきた人たちを本当にきちっと敬って、その人たちが安心して生活できるというような制度にするためには、もうちょっと国に頑張ってもらわなくてはいけないのではないかなと思っているのだけれど、そういうことをきちっと今までは系統通じていってくださいといって、それは町村会で言っていますよという答弁もきていますが、もうちょっと強力にそういうところは、もちろんその矛盾はどこかに出て、それからどこかの予算をつくらなければいけないのだけれど、やっぱり地方としては僕は国にそういうことを言うべきだと思うのですけれども、そこら辺理事者の考え方をお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長

○町長（戸田安彦君） 高齢化社会の問題で、今この介護保険のお話なので、答弁重複してしまうのですが、町村会としても協議会の中で国のほうに同じようなことは訴えていって、今思い起こせば私になったときには、介護保険料が平均して5,000円を超えたらこの制度としては上限がなくなるので、何かしなくてはならないという話までは同じなのですが、ただそこから話が進んでいなくていろいろな法改正はしているのですが、今現実的にほとんどの市町村が5,000円を超えて、個人負担も本当にふえてきているという中で大淵委員おっしゃるとおりなのです。だからこれは私の立場としては協議会含めて、町村会も含めて、国の制度としてしっかりと余り個人負担がないような制度をまたお願いしていくという引き続き行っていきたいと考えています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決します。

議案第 37 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成多数]

○委員長（小西秀延君） 反対、3 番、斎藤征信委員、4 番、大淵紀夫委員。賛成が 10、反対が 2。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎散会の宣言

○委員長（小西秀延君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日 17 日の午前 10 時より委員会を開催いたしますので、ご承知願います。

(午後 2 時 10 分)